

住宅用火災警報器を



設置しましょう！！

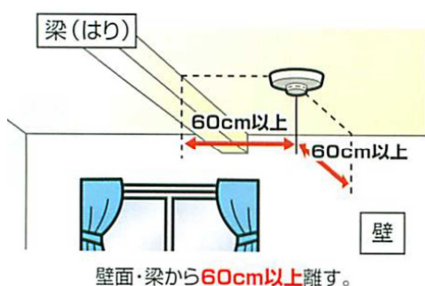
平成20年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。
住宅用火災警報器を設置することで、万一の火災に早く気付くことができ、
火災の早期発見・火災から命を守る決め手となります。

- 稲沢市では、煙式感知器を寝室・階段などに設置する必要があります。
台所に設置義務はありませんが、万が一に備えて設置しましょう。

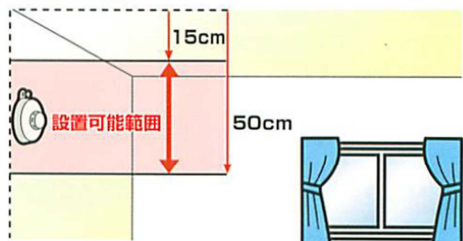


- ★ 寝室・階段 取付けが義務
- ★ 台所・居室 取付けをおすすめします

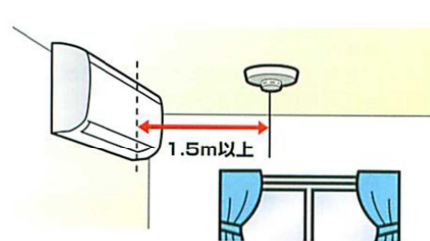
- 壁から60cm以上離すなど、取り付け位置にも注意してください。



壁面・梁から60cm以上離す。



住宅用火災警報器の感知部分の中心が、天井から15～50cm以内となるように取り付ける。



エアコンなどの吹き出し口から1.5m以上離す。

- 住宅用火災警報器を設置されていない場合や、必要な場所の一部にしか設置されていない場合は、基準通り住宅用火災警報器を設置してください。
- 購入の際には、検定マークがついたものを購入してください。

消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。

不審に思われたらはっきりと断り、地域の消費生活センターに相談してください。



検定マーク

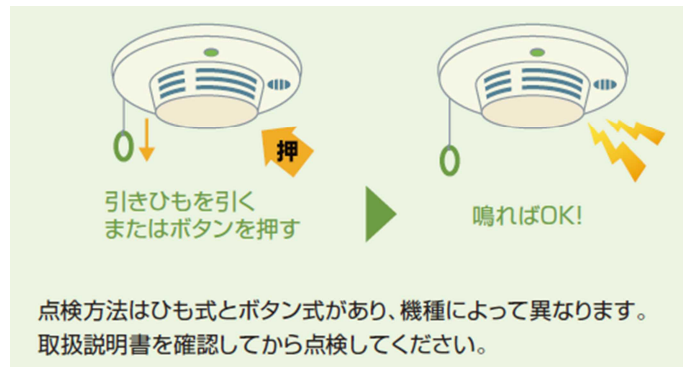


住宅用火災警報器

取り付けたそのあとに！！

いざという時に住宅用火災警報器がきちんと動くように、日ごろから点検とお手入れをしておきましょう。

- 定期的に作動確認をしましょう。
音が鳴らない場合は、電池がきちんとセットされているか確認してください。



それでも鳴らない場合は、電池切れや故障が考えられます。

- 火災以外の以下の原因で住宅用火災警報器が鳴ることがあります。

感知部分にほこりやクモの巣、虫などがついた場合



定期的にお手入れを行い、原因となっているほこりなどを取り除いてください。

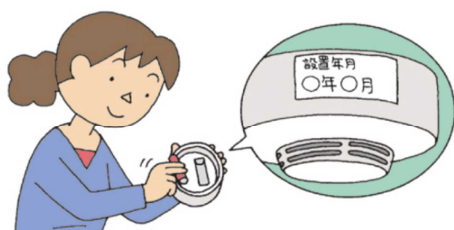
ベンジン、シンナーなどの有機溶剤の使用や、水洗いはしないでください。

調理の湯気や煙が感知部分にかかった場合



換気扇を回したり、窓やドアを開けるなど換気を行ってください。

電池切れや故障の場合



本体の寿命はおおよそ10年ですので、本体交換を行ってください。